

公 示 日：2025 年 4 月 16 日（水）

調達管理番号：25a00154

国 名：フィリピン

担 当 部 署：ガバナンス・平和構築部平和構築室

調 達 件 名：フィリピン国バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト終了時評価  
調査（農業振興／生計向上）

適用される契約約款：「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

### 1. 担当業務、格付等

（１）担当業務：農業振興／生計向上

（２）格 付：３号

（３）業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

（１）全体期間：2025 年 6 月上旬から 2025 年 7 月下旬

（２）業務人月：1.33

（※業務人月のうち、ミンダナオ島派遣期間は 0.70 人月を想定。ミンダナオ島への渡航回数は計 2 回、各回滞在日数の合計は 21 日間とする）

|              |      |      |
|--------------|------|------|
| （３）業務日数：準備業務 | 現地業務 | 整理業務 |
| 5 日          | 25 日 | 5 日  |

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）簡易プロポーザル提出部数：1 部

（２）見 積 書 提 出 部 数：1 部

（３）提 出 期 限：2025 年 5 月 9 日（金）（12 時まで）

（４）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向

け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の  
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 5 月 20 日（火）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- |                  |      |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針      | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点  |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- |                |      |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験      | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点  |
| ③ 語学力          | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等    | 16 点 |

(計 100 点)

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 類似業務経験の分野 | 農業振興／生計向上に係る各種調査 |
| 対象国及び類似地域 | フィリピン及び全途上国      |
| 語学の種類     | 英語               |

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

フィリピン国ミンダナオ島では、40 年以上にわたり紛争が続いたが、2012 年の枠組み合意に続き、2014 年 3 月にフィリピン国政府とモロ・イスラム解放戦線（MILF: Moro Islamic Liberation Front）との間で包括和平合意文書が署名され、バンサモロ自治政府の設立が合意された。本和平合意に基づき、自治政府の樹立などの移行手続きや正常化などの取組が進行している。その後 2018 年 7 月 26 日、自治政府の設立に必要となる「バンサモロ基本法（BOL: Organic Law for the Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao）」が大統領により承認され、住民投票を経て、ムスリム・ミンダナオ・バンサモロ自治地域（BARMM: Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao）が画定し、2019 年 2 月 22 日にバンサモロ暫定自治政府（BTA: Bangsamoro Transition Authority）が発足した。当初、2019 年から 2022 年の 3 年間を BTA による移行期間としていたが、2021 年 10 月の BOL 改訂により 3 年間の移行期間の延期が決定し、さらに 2025 年 2 月に再び BOL の改定があり、バンサモロ議会選挙の実施が延期されることとなった。係る背景の中、2025 年 10 月のバンサモロ議会選挙後に、自治政府が正式に成立することとなっている。

BTA 設置まで行政機関として機能してきたムスリム・ミンダナオ自治地域（ARMM: Autonomous Region in Muslim Mindanao）政府の多くの機能が BTA に移行されたのち、ARMM 全職員の一斉解雇及び BTA 職員の新規採用が行われ、徐々に BTA による行政サービスが開始されてきたが、行政機関としての基本的な機能は十分とは言えない状況にある。暫定自治の移行期間において、住民が BTA による行政サービス、経済社会面での変化を十分に実感できるか否かが、2025 年 10 月の第一回バンサモロ議会選挙後に成立する新自治政府への円滑な移行と

BARMM 域内の平和と安定の維持・実現に向けて大きなカギとなっている。

JICA による「バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト」は、移行期の段階から BTA の人材・組織の能力を強化することにより、ガバナンス、農業振興／生計向上、コロナ対策、産業振興の 4 つの分野における BTA の行政管理能力の強化を図り、新自治政府への円滑な以降を行政能力強化の観点から支えることを目的として、2019 年 7 月より開始されたプロジェクトである。当初、2019 年 7 月より 2022 年 12 月までの 3 年間の予定であったが、自治政府の移行期間の 3 年延長を受け、2025 年 12 月までプロジェクト期間も延長することとなった。延長後の 3 年間は、ガバナンス、生計向上（市場志向型農業）、中小企業振興の 3 つの分野を中心に能力強化を実施中である。

本調査においては、延長後のプロジェクト活動（主に市場志向型農業（SHEP）アプローチの導入・実証を実施）の実績、成果、実施プロセス（促進・阻害要因）の確認・評価を中心としつつも、延長前 3 年間の活動実績・成果の定着度や協力の意義の変化も合わせて確認・評価（成果 2 農業振興／生計向上においては、稲作振興等を中心とする活動を実施済）し、プロジェクト全体の達成度・達成見込みを確認・評価する。加えて、プロジェクト終了までの期間、及び終了後（特に自治政府への移行後）の持続性の確保に関する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力分野のうち成果 2（農業振興／生計向上）について、当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。評価にあたっては、紛争影響地域である現地の流動的な状況を踏まえ、現地ニーズの変遷を踏まえたこれまでの支援の妥当性を検討するとともに、紛争予防配慮及び平和促進の観点からの評価やプログラムに対するリスク評価を含めた調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続き、紛争影響国・地域での留意点について、配布資料である「紛争影響国における事業評価の手引き」を参照し、調査計画や評価グリッドに反映する。

また、本業務従事者は、担当分野において、評価分析を担当する業務従事者が取り纏める報告書（案）の作成に協力する。具体的には、本業務従事者は、成果 2（農業振興／生計向上）及び成果 2 を中心に成果 1（ガバナンス）及び成果 4

（中小企業振興）との成果間の関係性に関する調査業務を担当し、成果 1（ガバナンス）及び成果 3（コロナ対策）、成果 4（中小企業振興）は他団員が担当する。ただし、成果 4（中小企業振興）に係る一部のデータ収集・調査についても、先行調査期間中に本業務従事者が担当する（中小企業振興を担当する JICA 団員の先行調査期間が限られるため）。  
具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2025 年 6 月上旬～2025 年 6 月中旬）

- ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>1</sup>等）をレビューし、担当分野におけるプロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。特に、本プロジェクトは、C/P を取り巻く流動的な状況変化に合わせ計画を修正しているため、専門家の活動記録等を参照しつつ、現地の状況変化と「投入」・「活動」実績の関連性、活動実績の意義や難易度の変化を十分に考慮する。
- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で購入、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他フィリピン側関係機関、他ドナー（WFP 等の BARMM 内の食糧安全保障タスクフォース関係者など）に対する質問票（英文）を提案する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。
- ⑤ 必要に応じてオンラインによるインタビューや会議に参加し、議事録を作成する。

（２） 現地業務（2025 年 6 月中旬～2025 年 7 月上旬）

- ① JICA フィリピン事務所等との打合せに参加する。

---

<sup>1</sup> [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

- ② フィリピン側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、担当分野において、事前に配付した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者（BTA、自治体、支援機関/支援者）、対象農家グループ等に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ③ 担当分野に関し収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因の抽出に協力する。
- ④ 準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びフィリピン側 C/P 等とともに評価 6 基準の観点からの評価に協力し、担当分野における評価報告書（案）（英文）を作成し、評価報告書（案）（英文）全体の作成に協力する。
- ⑤ 調査結果や他団員及びフィリピン側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、担当分野に関し、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑦ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑧ 現地調査結果の JICA プロジェクト事務所、JICA フィリピン事務所等への報告に参加する。

## （２） 整理業務（2025 年 7 月中旬～2025 年 7 月下旬）

- ① 担当分野に関し、評価調査結果要約表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ② 報告会に出席する。
- ③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### （１） 業務完了報告書（和文 3 部）

2025 年 7 月 25 日（金）までに提出。

次の①及び②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

① 担当分野に係る評価報告書（英文）

② 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### （１） 報酬単価

ミンダナオ島での現地業務期間については、紛争影響国・地域における報酬単価の加算を適用します。詳しくは、上述 URL を参照ください。

なお、紛争影響国・地域（ミンダナオ島）と通常地域（マニラ市）での業務人月にそれぞれの単価をかけて合計する形で計上ください。

【例】 3 号、業務人月 5.22、（うち紛争影響国・地域 2.00）であれば、以下の通りとなります。

#### 1. 報酬総額

紛争影響国・地域分 3,679 千円／月×2.00 人月=7,358 千円

通常地域分 2,620 千円×3.22 人月（全体の人月から紛争影響国・地域分人月を差し引いた値）+1,890 千円=10,326,400 円

合計 17,684,400 円

### （２） 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」  
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>  
を参照願います。

### （３） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄マニラ⇄コタバト市（一連のチケットとして購入）については、効率的かつ経済的な航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。日程は契約交渉時にお伝えします。

## 10. 特記事項

### （１） 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務は2025年6月16日～7月10日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 中小企業振興（JICA）
- エ) 農業振興／生計向上（本コンサルタント）
- オ) 評価分析（JICAが別途契約するコンサルタント）

#### ③ 便宜供与内容

JICA フィリピン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり（マニラ、コタバト）（但し、宿泊料は契約にふくまれます）
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。また、プロジェクト専門家等が同乗することもあります。）
- エ) 通訳傭上：なし（英語での業務が可能のため。現地調査に際しては必要に応じ、CP等のローカル人材に通訳を依頼します）
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA およびプロジェクト関係者（長期専門家、コンサルタント）が面談予約及び現地視察等をアレンジします。なお、ドナー機関等への関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

場合によっては、コタバト滞在中に一度マニラに戻る行程とする可能性があります。その際の航空便手配は事務所および及びプロジェクトチームによる便宜供与としますので計上の必要はありません。

カ) 執務スペースの提供：コタバト・プロジェクト事務所（ミンダナオコタバト市）内の執務スペース提供（ネット環境有）

キ) 警備及び警備員の配置：現地調査・活動に必要な警備に係る警備員を配置します。

## （２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室から配付しますので、gpgpb@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 案件概要表（最新）
- ・ 中間レビュー調査報告書（英文のみ）
- ・ PDM ver.7(as of Nov 2023)
- ・ 地域レベルの平和構築アセスメント（PNA）報告書（2017 年 7 月）
- ・ JICA 執務参考資料「紛争影響国の事業評価の手引き」

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・ プロジェクト概要
- ・ プロジェクト事業事前評価表
- ・ 技術協力プロジェクト「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」事後評価（2022年度）

## （３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等につい

て同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上